07(財務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
004010	個人	世界の基軸通貨「広島 鯉 (ひろしま コイン) 発行と 平和投資銀行の設立によ る世界平和経済戦略	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 4条	和首長会議に属する」に変更する。	1. 我が国においては、円を通貨単位とし、政府・日本銀行を通貨の発行主体とした単一通貨制度となっている。 2. 国内において、複数の通貨単位を設けることや政府・日本銀行以外の発行主体を設けることは、我が国の社会・経済に混乱を来すことになる。
004020	個人	世界の基軸通貨「広島 鯉 (ひろしまコイン)発行と 平和投資銀行の設立によ る世界平和経済戦略	通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第 5条	「貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円、一円及び百万鯉、十万鯉、千鯉の九種類とする」に変更する。	1. 我が国においては、円を通貨単位とし、政府・日本銀行を通貨の発行主体とした単一通貨制度となっている。 2. 国内において、複数の通貨単位を設けることや政府・日本銀行以外の発行主体を設けることは、我が国の社会・経済に混乱を来すことになる。
006020	マークインターナショナ ル株式会社 (チームヴィジョン22)	PINEWOOD OKINAWA MOVIE STUDIOS(POMS) 雇用促進・観光・貿易振興 を目的とした世界レベルで のコンテンツ産業創造プロ ジェクト		素化できるようにする	現行の国家戦略特別区域法において、国家戦略特別区域会議が、開発許可権者である地方公共団体を含む構成員の全員の合意に基づき、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な開発行為に関する事業(国家戦略開発事業)について区域計画を作成し、当該計画が内閣総理大臣の認定を受けたときには、国家戦略特別区域法第22条により開発許可があったものとみなされることとなっている。

07(財務省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提管番	提	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
0766	10 鹿児島県鹿児島郡三 島村	「特産品しょうちゅう」の製 造免許要件の規制緩和		申請書記載の最低製造量10キロリットルの要件の緩和し、一定条件下においては最低製造量を2キロリットルとする。	ご提案の趣旨は、島内でのみ販売する特産焼酎を小規模で製造することを可能とするために、酒類の製造免許の取得に必要な最低製造数量基準を緩和するものであると考えられるが、国家戦略特区制度は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的としている制度であり、ご提案の小規模な特産焼酎の製造及び島内に限定した販売が国家戦略特区制度の制度趣旨に沿うものとは考えられない。 酒類の製造者は、所得の有無にかかわりなく酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがつて、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造製量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。 構造改革特区制度においては、既にこの最低製造数量基準の特例を設けているところであるが、この最低製造数量基準の特例を設けるにあたっては、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことを踏まえて、構造改革特区制度において特例の対象とされている果実酒やリキュールについては、一般に比較的簡易な設備で製造可能であるのに対し、単式蒸留しようちゅうについては、一般に比較的簡易な設備で製造可能であるのに対し、単式蒸留しようちゅうについては、一般によの製造には発酵設備の他に蒸留設備等の製造設備への投資が必要となるとともに、一般にアルコール度数が高く納税額が高額になることも十分に踏まる必要があり、ご提案の単式蒸留しようちゅうの最低製造数量基準の緩和については、特区における対応は困難と考える。

07(財務省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
077010	鹿児島県鹿児島郡三島村	酒類製造場の所在地要件 に関する規制緩和	酒税法第7条第1項	下では同一の製造場とみなす。	ご提案の趣旨は、島内でのみ販売するために特産焼酎を小規模で製造することを可能とするために、島内に設ける製造場を本土の製造場と一体とみなし、島内の製造場に対して最低製造数量基準を適用しないものであると考えられるが、国家戦略特別区域制度は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的としているものであり、ご提案の小規模な酒類の製造及び島内に限定した販売が国家戦略特区制度の制度趣旨に沿うものとは考えられない。 製造場移出課税を採用している酒税では、酒類の製造場から酒類を移出等した酒類の製造者に対して酒税の納税義務を課し、その製造場ごとに製造場を所轄する税務署長に対して申告書の提出を行うこと求めている。このため、製造免許をは場所を特定して付与する場所は酒税の取締上不適当と認められる場所でないことを要件とし、酒類の製造免許は場所を特定して付与することとしている。また、酒税の課税客体の酒類は水物であり、製造行為も消費も痕跡を残さないことが可能である等の理由から、酒類の製造及び流通の全段階において量的にも質的にも確実に把握しておかなければ、的確な酒税収入の確保も期し難い。したがつて、酒税では、酒類製造者等に記帳の義務、(製造場の製造場の前とも期し難い。したがつて、酒税では、酒類製造場の前とおり、これらの義務も酒税の申告納税との関係から製造場ごとを前提として制度設計されている。これらの、義務も酒税の申告納税との関係から製造場ごとを前提として制度設計されている。これらの場下の間の距離が近接しており、これらの場所の間の距離が近接しており、同一の管理人によっての製造場とこれの場所で一元的に集中して行われている等その実態が機能的に同一の酒類の製造場と認められるもので、酒税の取締り上特に支障がないことが必要である。、こうした免許制度を前提に、最低製造場量基準は製造場ごとに満たすものとされているが、これは、一般に製造場における設備投資等を回収し、以で酒税の保全を担保するとの免許制度の目的から、当然に製造場を本土の製造場と同一の製造場とみなすことは、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、特区における対応は困難である。以上を踏まえれば、ご提案の島内に設ける製造場を本土の製造場と同一の製造場とみなすことは、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、特区における対応は困難である。
086010	御蔵島村	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)

07(財務省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
161010	東大利新神三御八青小京島島島津宅蔵丈ヶ笠 大利新神三村島町島村島村島町島町島町島町島町島原村村村村村村村村村村村村村村村村村	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)